

## 青梅市パブリック・コメントに関する指針の考え方

### 1 目的

この指針は、パブリック・コメントに関し必要な事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上および市民参加の促進を図り、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

#### 【考え方】

パブリック・コメントの実施に当たっては、この指針にもとづいて実施します。なお、パブリック・コメントは、市の基本的な政策等を策定する過程において、趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、それに対して提出された市民等の意見を十分に考慮して政策等の意思決定を行うとともに、提出された個々の意見と、意見に対する市の考えなど一連の情報を公表し、市の説明責任を果たすことにより、公正の確保や透明性の向上および市民参加の促進を図り、もって開かれた市政を推進するための制度です。

### 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント 青梅市（以下「市」という。）の基本的な政策等を策定する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
  - イ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ その他パブリック・コメントの対象となる政策等に直接的な利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。

#### 【考え方】

- (1) パブリック・コメントを実施した場合、政策等の意思決定などの段階で、提出された意見を参考とするだけでなく、提出された意見とそれらに対する市の考え方なども公表することになります。

また、政策等の案を作成する過程において、この指針で定義するパブリック・コメントではないアンケート形式などにより意見募集等を行うこともありますが、その場合においても、次項に該当する政策等については、意思決定を行うまでの

間にパブリック・コメントを実施する必要があります。

なお、パブリック・コメントの時期については、政策等の内容により異なりますが、通常は最終案を確定する直前に実施することが多くなります。ただし、政策等の内容によっては中間の段階や、基本的な方向を定める時点で実施したり、一つの案件について、複数回実施することも考えられます。

- (2) この指針で「市民等」とは、市の区域内に在住・在勤・在学する者と事務所等を有する個人および法人その他の団体をいいます。

また、「利害関係を有するもの」は、他市に住所を有する個人や法人が、市内に土地等を所有しており、市の事業計画で直接影響を受ける場合などを想定して規定したものです。

- (3) 各執行機関は、対等・平等の関係ですが、地方自治法において、首長による総合調整のもと執行機関が一体として行政機能を発揮することを定めている(138条の3)ことから、すべての執行機関に共通して適用することとしています。

### 3 対象

パブリック・コメントの対象となる基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定または重要な改定
- (2) 市の基本的な方向性などを定める憲章等の制定または改廃
- (3) 市の基本的な制度を定める条例の制定または改正
- (4) 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定または改正
- (5) 市民等に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改正
- (6) その他実施機関が特に必要と認めるもの

#### 【考え方】

ここで掲げた(1)～(6)は、パブリック・コメントを実施すべき政策等です。

また、政策等がパブリック・コメントの対象であるかどうかは、当該政策等の担当課が判断し、その判断(パブリック・コメントを行わない場合も含む。)の説明責任は、担当課が負います。

なお、パブリック・コメントを実施すべき政策等であっても、実施しないことができる場合については、次項で定めています。

- (1) 「市の基本的な政策を定める計画等」とは、総合長期計画のほか、国民保護計画や男女平等推進計画、環境基本計画、住宅マスタープラン、教育推進プラン等のように、市政全般または分野別の施策において基本的なことを定める構想、計画等のことで、名称を問いません。
- (2) 「市の基本的な方向性などを定める憲章等」とは、市民憲章や平和都市宣言のように、市政全般についての理念等を定めるものをいいます。
- (3) 「市の基本的な制度を定める条例」とは、環境基本条例、行政手続条例等のように市政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。

- (4)「市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、廃棄物の処理方法や放置自転車にかかる規制等、また残土の処分方法や開発行為等に関する基準等を定めるものなど、条例の内容が市民の日常的な生活や事業者の活動において、直接的で重大な影響を与えることとなるものをいいます。
- (5)「市民等に義務を課し、または権利を制限する」とは、市民等に対し、具体的に「しなければならぬ」という義務を課したり、あるいは「してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントの対象としないことができる。

- (1) 政策等の策定が迅速性または緊急性を要する場合
- (2) 市税の賦課徴収および分担金、使用料、手数料等の徴収ならびに予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等を策定する場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (4) 他の法令等の制定または改廃に伴い、必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行う場合

#### 【考え方】

パブリック・コメントはその手続の準備から結果の公表まで、一定期間の期間を要します。したがって、すべての政策等の立案にパブリック・コメントを実施するとすると市政に求められる迅速性、効率性を阻害する可能性もあることから、ここで示すような場合は、実施しないことができるものとします。

- (1)「迅速性または緊急性を要する場合」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案等を議会に上程しなければならない場合や、パブリック・コメントに要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリック・コメントを行う時間がないものをいいます。ただし、意思決定後、実施しなかった理由やその政策等に関して十分な周知、説明に努めるものとします。
- (2)「市税の賦課徴収および分担金、使用料、手数料等の徴収」とは、地方税の徴収、分担金、使用料および手数料の徴収のほか、介護保険料や保育料など、法令にもとづく各種負担金や過料なども含め、すべての金銭徴収に関するものをいいます。これらについては、条例の制定または改廃の請求（直接請求）ができることを定めた地方自治法第74条第1項において、地方税の賦課徴収、分担金・使用料・手数料の徴収に関する条例は、直接請求の対象から除外されていることを踏まえ、適用除外とします。

また、「予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等」については、市の歳入歳出予算を踏まえて制度の検討を行う必要があるため、これに対して提出された意見を考慮して意思決定することが困難であり、パブリック・コメ

ント制度になじまないと考えられることから、適用除外とするものです。

- (3) 「規定の整備その他軽微な変更」とは、本来パブリック・コメントの対象とされる政策等の改正などが、国の法令などの改正で内容等について定められ、裁量の余地がない場合や、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合、市民生活または事業活動に影響がない場合をいいます。

## 5 政策等の案の公表

- (1) 実施機関は、パブリック・コメントを実施して政策等の策定を行う場合には、政策等の案および市民等が当該政策等の案を理解するために必要な情報を公表するものとする。
- (2) 前号の場合にあっては、次に掲げる事項を、併せて公表するものとする。
- ア 意見の提出期間
  - イ 意見の提出先
  - ウ 意見の提出方法
  - エ その他市民等が意見を提出するために必要な事項

### 【考え方】

- (1) 「政策等の案を理解するために必要な情報」は、政策等について市民等に理解を深めてもらい、建設的な意見を提出してもらうためのものですので、政策等の趣旨、目的、概要を説明する資料など、趣旨に沿った情報の公表に努めます。
- (2) 政策等の案の公表に併せて、意見の提出期間、提出先、提出方法なども必ず明らかにします。

## 6 政策等の案の公表の方法

- (1) 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、アによる公表に当たっては、政策等の案に替えて、その概要によることができる。
- ア 市広報への掲載
  - イ 市ホームページへの掲載
  - ウ 実施機関の担当部署の窓口等での閲覧または配布
- (2) 実施機関は、前号ただし書きの場合にあっては、政策等の案が直接見られる方法を記載しなければならない。
- (3) 実施機関は、第1号の公表の方法のほか、必要に応じ、適切と認める方法により公表を行うことができる。

### 【考え方】

- (1) 政策等の案の公表は、市広報とホームページ、担当部署の窓口での閲覧または配布により行います。
- (2) 市広報による公表において、紙面の制約等により政策等の案の全部を掲載することが困難な場合は、概要を掲載するとともに、併せて政策等の案が直接見られる方法を明記します。

(3)その他の方法としては、市民センターや図書館などの公共施設での閲覧や配布、説明会の開催などが考えられます。政策等の内容により周知の効果や効率性も考慮の上、必要な手法を加えるなど、積極的な周知に努めることとします。

#### 7 意見の提出期間

意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から14日以上の間を設けるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を明らかにした上で、14日未満の間をもって実施することができるものとする。

##### 【考え方】

意見提出期間の「14日以上の間」とは、市民等に政策等を周知して意見を求めるのに必要な期間であるとともに、市民サービスの向上等のため迅速な政策決定を行う必要性などを踏まえて設定したものです。

なお、年末年始やゴールデンウィークなどが意見提出期間に含まれる場合は、その間の日数は含まないで14日以上の間を設けるよう努めます。

また、やむを得ない理由がある場合は、14日未満の間をもって実施することができることとしますが、あくまでも例外的な扱いであり、その理由を明らかにするとともに、なるべく14日に近い日数の確保に努めることとします。

#### 8 意見の提出の方法

意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 担当部署への書面の提出
- (2) 郵便等による書面の送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) その他実施機関が認める方法

##### 【考え方】

意見の提出方法は、文書または電子的記録に限るものとし、電話や窓口等での口頭による聞き取りは行いません。

ただし、文字による意見の提出が困難な市民等については、個別に判断します。

#### 9 意見提出時の記載事項

意見を提出するものは、当該政策等の名称のほか、原則として住所、氏名等（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名および代表者の氏名等）を明らかにするものとする。

##### 【考え方】

建設的で責任のある意見を求めるため、意見を提出する市民等には、住所、氏名等を明記してもらいますが、性別、年齢等は、政策等を考慮する上で必要な場合に限り明記を求めることとします。

なお、氏名等については、実施結果の公表に際しては公表しません。

## 10 意見の取扱いおよび公表

実施機関は、政策等の策定に当たっては、提出された意見を考慮の上、意思決定を行うものとする。また、意思決定後、次に掲げる事項を速やかに第6項の規定に準じて公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、個人および法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部または一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見またはその概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 提出された意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、その修正の内容
- (4) その他実施機関が必要と判断する事項

### 【考え方】

パブリック・コメントは、提出された意見を踏まえて政策等の案の修正を必ず行わなければならないというものではありませんが、提出された意見について十分に考慮の上、意思決定する必要があります。

また、パブリック・コメント実施後、なるべく速やかに結果を公表することが理想ですが、政策等によっては時間を要する場合があります。そのため、パブリック・コメントを実施した政策等の決定予定時期または中間の段階等で実施し、政策等の決定に至らない場合などにおいては、実施した案に関する意思決定等の予定時期を明らかにすることとします。

なお、意見の公表についての詳細は、以下のとおりです。

- (1) 市としての説明責任を果たすため、修正の有無にかかわらず、原則としてすべての意見とそれらの意見に対する市の考え方を、意思決定後速やかに公表します。ただし、パブリック・コメントの対象とした政策等の案と無関係の意見については、公表しなくてもよいこととします。
- (2) 提出された意見のうち、個人および法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがあるときや、公序良俗に反するものなど、意見を公表することが適切ではないと判断される場合は、当該意見の全部または一部を公表しません。ただし、意見の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり、適当な表現に変えたりした上で公表することができることとします。
- (3) 特定の個人が識別できる情報等は、公表しないだけでなく、青梅市個人情報保護条例にもとづいて適切な管理を行います。
- (4) 結果の公表に当たっては、提出された意見を内容により分類するなど、分かりやすい形での公表に努めます。
- (5) 提出された意見数が多い場合や、類似の意見が何件もある場合などにおいては、意見等の概要の公表や、「同じ趣旨の意見 件」のように集約するなど整理し

た形で公表してもよいこととします。

(6) 公表については、第6項に規定する「政策等の案の公表の方法」を準用して行います。

#### 11 実施の特例

次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントを行わないことができる。

- (1) 審議会等の附属機関などが、パブリック・コメントに準じた手続を経て報告、答申等を行い、その報告、答申等にもとづいて市が政策等を策定する場合
- (2) 法令等により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定に当たって、パブリック・コメントと同等の効果を有すると認められる意見聴取手続を行う場合

##### 【考え方】

- (1) 審議会等の附属機関などとは、地方自治法第138条の4第3項の規定にもとづき市長その他執行機関に設置された附属機関と、規則、要綱等により市長その他の執行機関に設置された附属機関に準ずる機関をいいます。

実施機関が、政策等を策定するに当たり附属機関等に諮問等した場合で附属機関等がパブリック・コメントに準じた手続を経て報告、答申等を行い、その報告、答申等にもとづいて市が政策等を策定する場合は、実施機関としてのパブリック・コメントは必要ありません。ただし、附属機関等が本指針に準じた手続を行わない場合は、実施機関として、パブリック・コメントを行う必要があります。

- (2) 法令等により、縦覧等の手続が義務付けられている政策等については、本指針によらず、当該法令等にもとづいた手続を行い、実施機関としてのパブリック・コメントは必要ありません。

#### 12 実施状況等の情報提供

実施機関は、パブリック・コメントの実施状況等について、市ホームページへの掲載等により、市民等に情報提供するものとする。

##### 【考え方】

実施状況等は、次に掲げる区分ごとに作成します。

- (1) パブリック・コメントの実施を予告しているもの
- (2) 意見の提出を受け付けているもの
- (3) 提出された意見や意見に対する市の考え方等を公表しているもの

#### 13 実施期日

この指針は、平成21年4月1日から実施する。